

川崎市都市計画交通広場の決定（川崎市決定）

都市計画交通広場を次のように決定する。

名称		位置	面積	構造	備考
番号	交通広場名				
1	鷺沼駅前交通広場	川崎市宮前区鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目地内	約4,500㎡	地上1層	
立体的な範囲		川崎市宮前区鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目地内において、立体的な範囲を定める。			

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理由

都市計画交通広場は、鉄道駅等交通結節点において、複数の交通機関間の乗り継ぎが円滑に行える機能を確保するとともに、交通結節点を中心とした市街地の形成の促進にも寄与する都市施設です。

鷺沼駅周辺地区は、本市における総合計画「川崎市総合計画」や長期的視点に立った都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」において、地域生活拠点に位置づけられ、民間活力を活かした駅前広場の再整備等による、鷺沼駅周辺を中心に、商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進する地区として位置づけられております。

本案では、鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業の決定に併せて、鷺沼駅前の交通結節機能の強化、交通流の円滑化及び駅利用者の安全性や利便性等を確保するため、「鷺沼駅前交通広場」を都市計画決定するものです。

また、交通広場は、建築物と一体的に整備することとなるため、立体都市計画制度を活用し、必要な範囲を担保することができるよう立体的な範囲を定めるものです。